

岩手県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、盛岡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・5・137号愛宕町三ツ割線、3・6・93号赤山高松ノ池線、3・6・96号内丸愛宕山線、3・6・98号明治橋山岸線、
3・7・99号庚申窪三ツ割線、3・7・100号高松ノ池山岸線、3・7・101号寺山山岸線